

平成30年12月第4回八街市議会定例会会議録（第1号）

1. 開議 平成30年12月12日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 小川 喜敬
- 2番 山田 雅士
- 3番 小澤 孝延
- 4番 角 麻子
- 5番 鈴木 広美
- 7番 小菅 耕二
- 8番 石井 孝昭
- 9番 桜田 秀雄
- 10番 林 修三
- 11番 山口 孝弘
- 12番 小高 良則
- 13番 川上 雄次
- 14番 林 政男
- 15番 新宅 雅子
- 16番 加藤 弘
- 17番 京増 藤江
- 18番 丸山 わき子
- 19番 小山 栄治
- 20番 木村 利晴

1. 欠席議員は次のとおり

- 6番 服部 雅恵

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	鵜澤広司
総務部	長	大木俊行
市民部	長	和田文夫
経済環境部	長	黒崎淳一
建設部	長	江澤利典

会 計 管 理 者	廣 森 孝 江
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
高 齡 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	山 本 安 夫

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	片 岡 和 久
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 次 長	村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃
-------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	内 海 洋 和
-----------------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	片 岡 和 久
-----------------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	岡 本 裕 之
副 主 幹	中 嶋 敏 江
副 主 幹	小 川 正 一

主 査 補 嘉 瀬 順 子  
主 査 補 吉 井 博 貴  
主 任 主 事 武 井 義 行

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第1号）

平成30年12月12日（水）午前10時開議

- 日程第1 議席の指定及び変更の件
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 常任委員の選任及び所属変更の件
- 日程第5 閉会中の継続審査の件  
請願30-1号  
委員長報告、質疑、討論、採決
- 日程第6 発議案の上程  
発議案第3号、発議案第4号  
提案理由の説明  
委員会付託省略、質疑、討論、採決
- 日程第7 議案の上程  
議案第1号から議案第12号  
提案理由の説明

## ○議長（木村利晴君）

開会に先立ち申し上げます。

このたび補欠選挙におきましてご当選されました小川喜敬議員、誠におめでとうございます。いち早く議会活動を習得されまして、議員として活躍されますことをご期待いたします。

また、北村市長におかれましては、3期目のご当選、誠におめでとうございます。今までの実績をもとに引き続き手腕を発揮されるよう期待を申し上げまして、お祝いの言葉にかえさせていただきます。

本日、平成30年12月第4回八街市議会定例会はここに開会される運びとなりました。

この定例会は発議案2件、議案12件が提出されることになっています。慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたしますとともに、議会運営につきましてもご協力をお願いいたしまして、開会のご挨拶といたします。

ただいまから平成30年12月第4回八街市議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、この定例会は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、会派「誠和会」より、会派規定第8条により会派解散届が平成30年10月4日付で提出されました。

次に、会派規定第6条により会派結成届が平成30年10月5日付で、小菅耕二議員を代表者として、鈴木広美議員、私、木村利晴の3名をもって「誠和会」の結成届があり、会派規定第7条により会派変更届が、平成30年10月9日付で山田雅士議員を、平成30年10月15日付で山口孝弘議員を、平成30年11月19日付で小川喜敬議員を「誠和会」へ加入届け出がありました。

次に、同じく、会派規定第6条により会派結成届が平成30年10月5日付で、小高良則議員を代表者とし、石井孝昭議員、小山栄治議員の3名をもって「新誠会」の結成届け出がありました。

次に、議会運営委員会規定第3条第2項の規定により、小高良則議員、林修三議員、石井孝昭議員は平成30年10月4日付で議会運営委員の職を辞任となりました。

次に、加藤弘議員より議会運営委員の辞任願が提出され、委員会条例第11条に基づき、平成30年10月25日付で許可いたしました。

次に、議会運営委員会委員が4名欠員となっていましたので、委員会条例第5条第1項の規定により、林政男議員、小高良則議員、小菅耕二議員、鈴木広美議員を平成30年10月25日付で指名しました。

次に、平成30年11月7日に議会運営委員会を開き、委員長の内選を行った結果、委員長に林政男議員が就任しました。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、総務常任委員長から付託事件の審査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から、9月、10月予算執行分に係る、例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項について、3件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第104条の規定により議会の代表として出席した会議等は配付のとおりです。

次に、本日から12月27日までの間、欠席の届け出が服部雅恵議員よりありました。

以上で報告を終わります。

ここで、平成30年11月7日に議会運営委員長に就任しました林政男委員長に就任の挨拶をお願いいたします。

#### ○林 政男君

先般行われました議会運営委員会で皆様のご推挙を受け、委員長に就任いたしました林政男でございます。議会の皆様のご協力を得て、八街市議会の発展のために尽力したいというふうに考えております。また、議会改革検討協議会、あるいは、議会だより編集委員会もこれから正式な委員会化ということで皆様にお諮りしているところでございますけれども、それらの委員会と力を合わせて八街市議会発展のために尽力させていただく覚悟でございますので、皆様のご協力を切にお願い申し上げまして、就任のご挨拶にかえさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

#### ○議長（木村利晴君）

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されております。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

日程第1、議席の指定及び変更の件についてを議題といたします。

会議規則第4条第2項の規定により、今回当選されました小川喜敬議員の議席を議席1番に指定します。

よって、今回新たに当選されました、小川喜敬議員の議席の指定に伴い、議席を変更いたします。

配付のとおり、議席1番、山田雅士議員を議席2番へ、議席2番、小沢孝延議員を議席3番へ、議席3番、角麻子議員を議席4番へ、議席4番、鈴木広美議員を議席5番へ、議席5番、服部雅恵議員を議席6番へ、議席6番、小菅耕二議員を議席7番へ、議席7番、石井孝昭議員を議席8番へ、議席8番、桜田秀雄議員を議席9番へ、議席9番、林修三議員を議席10番へ、議席10番、山口孝弘議員を議席11番へ、議席11番、小高良則議員を議席12番

へ、議席12番、川上雄次議員を議席13番へ、議席13番、林政男議員を議席14番へ、議席14番、新宅雅子議員を議席15番へ、議席15番、加藤弘議員を議席16番へ、議席16番、京増藤江議員を議席17番へ、議席17番、丸山わき子議員を議席18番へ、議席18番、小山栄治議員を議席19番へ、議席19番、私、木村利晴を議席20番へ、議席をそれぞれ変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（木村利晴君）**

ご異議なしと認めます。したがって、ただいま申し上げたとおり議席を変更することに決定いたしました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定に基づき、加藤弘議員、新宅雅子議員を指名します。

日程第3、会期の決定についてを議題とします。

この件については議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

**○林 政男君**

平成30年12月定例会の会期等を協議するために、去る12月4日、議会運営委員会を開催いたしました。その協議の結果についてご報告をいたします。

12月定例会に上程される案件は、発議案2件、議案12件であります。次に、一般質問の通告が代表5人、個人9人の方からありました。以上の案件を審議するために、12月定例会は、お手元に配付してある会期表のとおり、会期を本日から12月27日までの16日間と協議決定いたしましたので、この会期表にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます。ご報告とさせていただきます。よろしくご賛同くださるようお願いいたします。

**○議長（木村利晴君）**

ただいまの委員長報告のとおり、この定例会の会期は本日から12月27日までの16日間にする事にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（木村利晴君）**

ご異議なしと認めます。会期は16日間に決定しました。

日程第4、常任委員の選任及び所属変更の件を議題とします。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名します。

文教福祉常任委員に小川喜敬議員を指名いたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（木村利晴君）**

ご異議なしと認めます。ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

次に、総務常任委員会委員の山口孝弘議員から経済建設常任委員会に、経済建設常任委員会委員の石井孝昭議員から総務常任委員会に、それぞれ委員会の所属を変更されたいとの申し出がありました。

お諮りします。山口孝弘議員及び石井孝昭議員からの申し出のとおり、それぞれ委員会の所属を変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。それぞれ委員会の所属を変更することに決定いたしました。

日程第5、閉会中の継続審査の件であります請願第30-1号を議題とします。

これから、総務常任委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

総務常任委員長の報告を求めます。

#### ○川上雄次君

請願第30-1号、国の補助金対象である交通政策基本法に基づく乗合タクシーの早期実現を求める請願は、9月定例会において、閉会中の継続審査の議決を得て、11月27日に委員全員出席のもと総務常任委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約し、ご報告申し上げます。

審査の過程において委員から、「デマンドタクシーを調査したところ、ふれあいバスの路線に関しては運行できるが、民間バス路線に関してはデマンドタクシーの運行ができない弊害が出てくると予想されます。また、東金市などの近隣団体が実施しているデマンド交通の国補助金は年々減少している状況です。国は交通基本法の中で、事業を推進しながら、補助金は減少していることが危惧されます」という意見がありました。

次に「国の補助金は減少しているが、補助金がなくなることはないと思います。東金市の29年度の実績では、28年度より1.16倍の利用で1万2千375人がタクシーを利用している。運賃収入は454万6千円、国の補助金は368万8千円、市の負担は1千451万円です。八街市では2千600万円となり、八街市の半分で済ませている。国の補助金が少ないとはいえ、頼りになる制度であると思います。八街市の地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助対象となる交通不便地域人口は6万1千788人で、この人口に対して補助金が交付されます。限度額では1千900万円程度の見込みです。この補助金制度を活用していくべきだと思います。民間バス路線との関係では、八街市全域の運行ではなく、ほんの一部区域の運行です。日本共産党が実施した市民市政アンケートでは、バスが廃止となり買い物に行けない、食料も買えなくて食事に困っているとの回答があり、アンケート結果の3番目、4割の方から乗合タクシーの実施要望がありました。市民の暮らしを守るため、誰もが乗れるタクシーに切りかえなければならないと思います」という意見がありました。

次に、「八街市は高齢者に対して優しく対応していると思います。国の補助金であると、制約が多くあり、さらに、全額補助ではなく、市の負担も発生します。高齢化社会となり長いスパンで考えていかないといけない中で、市の財政負担が大きくなります。デマンド交通を実施している佐倉市では廃止をしており、複数の市町村によるとデマンド交通はかなり財政負担が大きいと聞いています。その点を踏まえ考えていかなければならないと思います」という意見がありました。

次に「高齢者外出支援タクシーは好評で、利用者も増加している現状です。利用率については地域格差があると思いますが、浸透してきた制度を充実させていけば、不便を感じている市民は少しでも救われると思います。タクシー利用の制限されている地域、市外の病院に通院している方が利用できない等の問題の解決方法を考える必要があると思います。国の補助金は全額出るわけではないので、毎年の市の負担がかなり多くなっていくと思います。乗合タクシーを1台準備するのに高額な予算が必要となり、市が対応していけるのかという問題があります。今の制度の周知を行い充実していくことが現実的に高齢者の支援につながっていくと思います」という意見がありました。

次に「制度が知られていないのではなく、利用できない理由は、南部地域では、往復で補助金2枚、1千円では、買い物などに利用したくても利用できない状況です。このようにタクシー代が高額で利用できない状況であり、限界があります。65歳以上の高齢者は1万9千957人、申請者は1千958人、利用者は1千489人、その利用率が76.5パーセントです。65歳以上の方の利用率はわずか6.5パーセントとなります。市民が必要としているタクシーとはどのようなタクシーなのか、考える必要があります。佐倉市では廃止されたようですが、地域ごとに検討し、タクシーを導入すべきです。南部地域、北部地域の市民の生活の足をどう確保していくのかを審議していかなければならない。高齢者、または、免許を持たない市民が地域に置き去りにされてしまい、生活ができないのは市として見過ごしてはならないと思います。八街市で安心して暮らしていくには、市民の足をいかに確保していくかを検討する必要があると思います」という意見がありました。

次に「高齢者外出支援タクシー、ふれあいバス、請願の乗合タクシーを総合的な観点から検討する必要があると思います。12月下旬に八街市公共交通協議会が開催される予定なので、少しでも高齢者外出支援タクシーが使い勝手がよくなるように審議していただきたいと思います。高齢者外出支援タクシーは、単純計算で、申請者が全て使用した場合には5千万円近くなり、ふれあいバスに匹敵する額になります。これは、総合的な問題を捉える必要があり、南北格差問題、迎車費用の問題等をどうしたら使い勝手がよくなるのか、今の制度を活用していく政策を考え、実行していくことが必要で、迎車料金を軽減するような現実的な対応が求められていると思います。また、高齢者が市外の病院に行く場合に限っては、1千円の上限を外して利用できるようなになればいいと考えています」という意見がありました。

次に「昨年から導入された高齢者外出支援タクシーは1年経過し、実績データを元にさらに充実した制度としていくのか、また、外出支援タクシー以外の方法を考えるか、市も検証す

ると思います。しかし、導入後1年という期間なので、9月議会でも補正予算を組み、本年度は2千600万円の予算となり、本事業を進めているので、今の制度をさらに検証し続けていければと考えています。」という意見がありました。

次に「導入後1年経過し、南部地域の利用率が低い状況で、もう少し様子を見るというのはおかしいと思います。全地域均等なサービスが必要であり、今の制度では南部地域の市民は利用できない。高齢者の方が免許証を返納したいが、返納できない。タクシー券をもらいたいけれど、南部地域に住んでいると買い物にも行けない、病院にも行けないので仕方なく運転しており、切実な問題となっています。この問題は総務常任委員会で結論を出すべきだと思います。昨年9月議会で、副市長は、常に見直しを図っていくと答弁をしています。市民の悲鳴が上がっている中で、もう少し様子を見るなどのんびりとした状況ではない。緊迫性を持って受け止めるべきだと思います。このまま南部地域の市民をもっと生活しづらくしていくのか。自治体の仕事は住民の暮らしの足を守ることを検討すべきだと思います」という意見がありました。

次に「乗合タクシーは限られた台数のタクシーを運行するので、利用者が重複したとき、使いたい時間に全員が利用できない。全ての利用希望者が使えるようにするためには、5台から10台の運行であれば、バスを補うようなしっかりとした制度になると思いますが、現実問題として、乗合タクシーを行っている自治体では2台程度で地域全体を回している状況であり、全体が補えるのは疑問があります。高齢者外出支援タクシーは改善の余地はあると思いますが、乗合タクシーが現在の問題を全て解決できるとは思いません。南部地域の住民の問題解消となり、町内で住民の問題解消となるか。八街市全体の公共交通向上につながるのかというよい面もあれば悪い面もあると思うので、全てがよい方向につながる制度として、乗合タクシーだけが解決策ではないのではないかと思います」という意見がありました。

次に、賛成討論があり、「高齢者、免許返納者が増え、買い物、通院など、暮らしの足、生活交通の問題は喫緊の課題となっています。交通弱者、移動困難者の移動を保障する交通政策基本法は、第2条で、交通に関する施策の推進は、交通が、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保を実現する機能を有するものであり、交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるという、基本的認識の下に行われなければならない」とし、第3条では、地方自治体の責務を求めています。全ての交通弱者にいかに対応するかが問われています。しかし、昨年10月から始まった本市の高齢者外出支援タクシー制度は、その利用が高まっている一方、利用している地域と利用できない地域の差がますます開き、地域格差を抱えるタクシーの運行・事業実施となっています。さらには、国の補助の事業ではないため、さきの9月議会では、今年度の当初予算の1.7倍となる補正予算を確保せざるを得ませんでした。市にとって大きな財政負担となっています。利用が増えれば、それに比例して市の負担が増える。今の制度は持続可能な制度とはなり得ないことは明白です。国の補助制度を利用すれば、市の負担も軽減できる乗合タクシーが実現できます。市内どこに住んでも低料金で、年齢に制限がなく、誰もが利用できる制度にすることが必要です。全地域

の均等な移動サービスを提供するため、現在のタクシー制度の実施している直前の昨年9月議会で、市当局に改善を求めたのに対し、副市長は、ふれあいバスの見直しと同時に、高齢者外出支援タクシー利用助成事業を始めるが、この制度については、高齢者以外の方にも移動手段の確保を、引き続き八街市地域公共交通協議会の中で調査・研究を行い、必要に応じ、見直しをしていきたいと答弁しています。この答弁のとおり早急な見直しを求めるものです。国の補助金対象である交通基本法に基づいて乗合タクシーの早期実現を求める請願に対し、委員会で採択することを求め賛成するものです」という討論がありました。

採決の結果、賛成少数により不採択にすべきと決定しました。

以上、継続審査事件に対する審査の結果についてのご報告をいたしました。何とぞ当常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

#### ○議長（木村利晴君）

以上で総務常任委員長の報告を終了します。

これから委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○桜田秀雄君

それでは、若干質問させていただきます。

ただいまの総務常任委員長より、11月27日、委員会を開催して審議をし、不採択となったとの報告がありました。

まず最初に、審議の手続、これについてお伺いをいたします。

本請願は8月20日に受領されました。9月14日の委員会で審議、総務常任委員長から議長に対して継続審議としたい旨の申し出を受け、10月4日の本会議で了承されたものです。委員会の開催について、市民及び総務常任委員以外の議員に開催日を告知されませんでしたけれども、これはどういう理由でしょうか。

#### ○川上雄次君

委員会の審議についての報告は先ほど述べさせていただきました。ただいま、桜田議員からは委員会の運営についてのご質問がございましたけれども、委員会は八街市議会の会議規則にのっとり委員会を開催しております。委員会の運営について新しい観点のご提案ということであれば、これは議会運営委員会、または、議会改革委員会の方に、その可否については審議していただいて、それが決まった段階であれば対応できますが、ただいまは、委員会会議規則にのり通りの運営を行っております。

#### ○桜田秀雄君

今日、この議場には、執行部も含めて、あと、議員、傍聴者の皆様もおられます。今日の審議内容については初めて耳にしたと、こういう方もたくさんおられると思います。私の知り合いの皆さんの方から、桜田議員、こういうことで不採択になりましたと、こういう話を市民の方から伺って、初めて議員が知る。そのとき、市民の皆さんからご指摘を受けました。議員も知らないのですかと。これはやはり議会でないと思うんですね。そうした意味で、やはり、会議日の告知、いわゆる密室での審議、これは議会としては絶対にやってはいけない

いと、私はこのように思うんですよ。そういう意味で、やはり、開催日の告知は当然常識中の常識である、このように思うんですが、今の委員長は、会議規則にない、今後の検討事項ではないかと、こう言われました。しかし、ここでこういうことを申し上げては申し訳ないですが。

**○議長（木村利晴君）**

桜田議員に申し上げます。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られておりますので、その件に関しては別の機会にお申し出ください。

**○桜田 秀雄君**

審査過程も含まれております。その中に日程も入っております。本当は、こういう議場の場で私は申し上げたくはありませんけれども、地方自治法105条、この中に、議長は議会内の全ての会議に出席をする権限が与えられています。そして、発言することも許されております。これは何を意味するかというと、議長は全ての会議に出席をして、公表対象から議会の流れを判断する。そして、こういうことが必要とあれば、議長の方から事務局に指示をして全議員に知らせる。

**○議長（木村利晴君）**

桜田議員に申し上げます。質疑に戻るようお願いいたします。

**○桜田 秀雄君**

この前、議会運営委員会で、今後のことについて提起をしておりました。ぜひとも早急にこの辺を整理していただきたい。このことをお願いしておきます。

審議内容についてお伺いをいたします。

今、請願事項の乗合タクシー、これを早期に実現させてほしい。そしてまた、その間、ふれあいバスと高齢者外出支援タクシーの乗り継ぎの利便性、これを図ってほしい。そのために南北定期便、タクシーステーションを作してほしい。また、高齢者外出支援タクシーでの市内医療機関への通院を認めてほしい、こういう請願内容でございました。先ほど報告にもありましたけれども、高齢者が大半の支援タクシー、これと乗合タクシー、これについての議論があったと報告をされました。制度を導入いたしました市町村の状況を見てみますと、例えば、利用料金でございますけれども、おおむね200円から300円、お隣の富里、あるいは、山武市の大人は300円でございます。請願趣旨にもありましたけれども、高齢者が気楽に気軽に外出をして健康増進につながれば医療費も安くなる、こういう観点から料金を無料にして運行している市がございます。結果、例えば、市民の健康増進セミナー、こういう問題について、年間500名ほど参加をしておりましたけれども、乗り合いタクシーを無料にしたことで、年間3千500人もの人たちがこうした健康セミナーに来たと。結果的にいわゆる医療費の削減が図られたと。最終的にはその経費を今、賄える状況まで来ている、こういう市町村もございます。そうした意味では、私は、現在の制度よりも乗合タクシーの方が利用率性があるのではないかと、このように認識をしておりますので、ぜひとも、この際、議会として、乗合タクシーについて採択をしていただいて、そして、執行部に対して意見を

求めてもらいたい、このように思うんですけれども、結果的には不採択ということでございます。高齢者外出支援タクシーと乗合タクシーとの費用対効果について、もう一度審議の中で詳しいやりとりがあったのかどうか、お伺いをいたします。

**○川上雄次君**

この請願については9月議会で継続審査となり、そして、その間、開催までの間にそれぞれの議員に研究、調査をしていただきました。また、審査内容については先ほどご報告したとおりでございますが、さまざまな意見が出て、そして、慎重に審査をしていただいたと、そのように評価しております。ご質問をいただきましたが、委員長報告には審議内容に戻ることとはできませんので、ご理解をお願いしたいと思います。終わります。

**○議長（木村利晴君）**

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（木村利晴君）**

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長報告に対する質疑を終了いたします。

閉会中の継続審査事件、請願第30-1号の討論通告受付のためしばらく休憩いたしますので、休憩時間中に通告するようお願いいたします。再開時刻は事務局より連絡いたします。

しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時37分）

（再開 午前10時49分）

**○議長（木村利晴君）**

再開します。

これから討論を行います。

請願第30-1号に対し桜田秀雄議員、丸山わき子議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、桜田秀雄議員の請願第30-1号に対する賛成討論を許します。

**○桜田秀雄君**

それでは、請願第30-1号、国の補助金対象である交通政策基本法に基づいて乗合タクシーの早期実現を求める請願について、賛成討論を行います。

請願事項は、乗合タクシーを早期に実現をすることであり、実現されるまでの間、ふれあいバスと高齢者外出支援タクシーの乗り継ぎの利便性を図り、このため南北地域にタクシーステーションを設置すること、高齢者外出支援タクシーでの市外医療機関への通院を認めることにあります。議会は平成30年8月20日に請願を受理し、9月14日、総務常任委員会において審議の結果、調査研究のため十分な時間が必要との判断から継続審議とする旨を求め、10月4日の本会議において認められました。

委員長の報告によると、閉会中の11月27日に総務常任委員会を開催し、不採択との結論

に至ったとの報告がありました。

継続審議について、地方自治法109条では、常任委員会は議会の議決により、付託された特定の事件について閉会中も審査することができるとし、具体的な手続として、委員会が継続審議とする旨を定め、委員長から議長に申し出て、本会議において議決すると定められております。要するに、会期中議決に至らなかった事件は、次の議会には継続しないという会議不継続の原則の例外をなすものです。地方自治法119条であります。本来、会期中に議決に至らなかった場合は、会期終了日をもって廃案となりますが、本件は、9月14日の委員会審議では39名の、10月4日の本会議では44名の傍聴者が出席するなど、市民の関心も高く、事案の重要性から、継続して審査し、請願者をはじめとする市民の皆様にな得の結論を得るために、委員会からの申し出により継続審査として審議されたものです。

にもかかわらず、会議日を一切告知することなく会議を開催されました。会議日が告知されないということは―――――議会として密室での議論は一番避けなければいけないことです。市民の前で審議ができないとする意思が働いたとするならば、―――――議会に対する信頼を大きく損なうこととなります。議会は、手続について法的に明文化されていないとしておりますけれども、地方自治法105条で、副議長には認められておりませんが、議長に対しては議会に関わる全ての会議に出席をして、発言することが認められております。このことは、議会の流れを大所高所から判断し、適切な議会の運営を可能とするために規定されているものであり、事務局に指示すれば……。

**○議長（木村利晴君）**

桜田議員に申し上げます。質疑と違う討論になっております。

**○桜田秀雄君**

会議日の告知は可能で、誠に遺憾というほかありません。市民に開かれた議会運営を目指す立場から、会議日開催の告知は常識中の常識であると考えます。12月4日の……。

**○議長（木村利晴君）**

審議内容と違います。桜田議員、討論を中断してください。

**○桜田秀雄君**

議会運営委員会において改善策を提起させていただいておりますので、早急に結論を出していただくよう求めるものです。

請願事項について、既に多くの市町村では、形は異なるにしても、実証実験や制度導入に踏み切っております。既に乗合タクシーを導入している市町村では、その利用料金の水準は200円から300円で、富里市や山武市なども同水準にあります。請願の趣旨にもありますけれども、某団体では、わずかな料金を取るのであれば無料にしようかと決断をいたしました。無料により利用者が増え、健康づくりセミナーなどへの参加者が年間500名から3千500名に増えたということです。健康増進により医療費が削減され、運行経費が賄えているとの報告も受けております。国保運営に苦しみ我が街としても十分に参考になると思います。

高齢者外出支援タクシーの検証も必要でございますけれども、乗合タクシーへの優越性は高

いものではないか、このように推察をいたしております。交通弱者問題を解決するために、議会の意思として本請願を採択し、執行部に対しその実現を求めるべきとの立場から、請願に賛成をするものでございます。

**○議長（木村利晴君）**

次に、丸山わき子議員の請願第30-1号に対する賛成討論を許します。

**○丸山わき子君**

請願第30-1号、国の補助金対象である交通基本法に基づいて乗合タクシーの早期実現を求める請願に対する賛成討論を行います。

先月27日に開かれました総務常任委員会では、この請願に対し反対の理由を示さないまま不採択となりました。

高齢化、免許返納者が増え、買い物、通院など暮らしの足の生活交通の問題は喫緊の課題となっており、地域市民を代表する議員が市民の願いに背を向け、地域公共交通協議会任せの結論を出したことは大変残念であります。本来なら、議会に提出された請願ですから、議会としての態度を示すべきであります。交通弱者、移動困難者の移動を保障する交通政策基本法は第2条で、「交通に関する施策の推進は、交通が、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保を実現する機能を有するものであり、交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるという、基本的認識の下に行われなければならない」とし、第3条では地方自治体の責務を求めています。全ての交通弱者にいかに対応するかが問われているわけです。

しかし、昨年10月から始まった本市の高齢者外出支援タクシー制度は、その利用は高まっている一方で、利用している地域と利用できない地域の差がますます開き、地域格差を抱えてのタクシー運行・事業実施となっております。さらには、国の補助対象の事業ではないため、さきの9月議会では、今年度当初予算の1.7倍となるような補正予算を確保せざるを得ませんでした。市にとっても大きな財政負担となっております。利用が増えれば、それに比例して市の負担が増える。今の制度は持続可能な制度とはなり得ません。国の補助制度を活用すれば市の負担も軽減でき、乗合タクシーが実現できます。市内どこに住んでいても低料金で、年齢に制限なく誰もが利用できる制度にすることが必要であります。全地域に均等な移動サービスを提供するため、現在のタクシー制度を実施する直前の昨年9月議会で、市当局に改善を求めたのに対し、当時の副市長は、ふれあいバスの見直しと同時に、高齢者外出支援タクシー利用助成事業を始めるが、この制度については、高齢者以外の方に対する移動手段の確保を引き続き八街市地域公共交通協議会の中で調査・研究を行い、必要に応じて見直しをしていきたいと答弁しています。この答弁どおり、市長は地域公共交通協議会に早期に見直し案を示し、諮問をすべきです。

国の補助金対象である交通基本法に基づいて乗合タクシーの早期実現を求める請願に対し賛成をするものであります。

**○議長（木村利晴君）**

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

これから採決を行います。

請願第30-1号、国の補助金対象である交通政策基本法に基づいて乗合タクシーの早期実現を求める請願についてを採決します。

この請願に対する委員長報告は不採決です。この請願を採決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

#### ○議長（木村利晴君）

起立少数です。請願第30-1号は不採決と決定いたしました。

日程第6、発議案の上程を行います。

最初に、発議案第3号の提案理由の説明を求めます。

#### ○丸山わき子君

それでは、発議案第3号、国民健康保険税引き下げへ国の対応を求める意見書の提出についてであります。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則14条の規定により提出いたします。

平成30年12月12日提出、八街市議会議長、木村利晴様。

提出者は八街市議会議員、私、丸山わき子、そして、賛成者は京増藤江議員でございます。

9月に日本共産党は、市民の皆様に市政アンケートをお願いいたしました。その中で、高過ぎる国保税に払い切れない。引き下げてほしいと、せつせつと訴えるその内容が書いてまいりました。こうした市民の皆さんの数多い意見に、声に、やはり市民の暮らしと健康を守る制度の充実が一層必要であるということから、この意見書を提出したものであります。

平成29年度の八街市の一人当たりの調定額、これは国保税の調定額なんですが、10万2千578円と、県下一高い国保税となっています。高過ぎる保険税問題を解決するには、住民の暮らしと健康を守るためにも、国保制度の持続可能性にとっても重要な政治課題だというふうに思います。そのために意見書を提出いたしました。

それでは、読み上げて提案いたします。

国民健康保険税引き下げへ国の対応を求める意見書（案）

国民の約4人に1人、本市では約3人に1人が加入している国民健康保険について、保険税が高すぎて「とても払いきれない」との悲鳴が上がっている。

保険税の滞納世帯は、全国の全加入世帯の15%を超え、本市では21.3%が滞納世帯になっている。そのことにより、無保険や正規の保険証を取り上げられるなど、生活が困窮している上、病気やけがでも医療機関にかかれない事態も起きており、国民健康保険制度の根幹が揺らいでいる。

全国知事会、全国市長会、全国町村会など地方団体は、「国保を持続可能とする」ために、国民健康保険の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、公費を1兆円投入して国民

健康保険を「協会けんぽ」並みの負担率にするよう求めていることは重要である。

政府も、国民健康保険は被保険者に低所得者が多く、事業主負担がないため、相当の国庫負担が必要だと認めていたものである。国民健康保険の構造的な危機を打開し、公的医療保険としての国民健康保険制度を立て直すためにも、国庫負担の増額とともに真に「持続可能」な制度への見直しが必要である。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項を強く要望するものである。

記、1、「少子化対策」に反し、子供の数が多いほど保険料（税）が引き上がる「均等割」を廃止し、所得に応じた保険料（税）に改正すること。

2、保険料（税）を「協会けんぽ」の保険料並みに引き下げするため、国庫支出金を抜本的に増額すること。

3、保険料（税）の「一時的・臨時的」な国の減免制度を、一定水準以下の所得世帯を「恒常的」に減免する制度を改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年12月12日、八街市議会議長、木村利晴。

内閣総理大臣あてでございます。

#### ○議長（木村利晴君）

次に、発議案第4号の提案理由の説明を求めます。

#### ○京増藤江君

それでは、発議案第4号、消費税10%の増税中止を求める意見書を提出させていただきます。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成30年12月12日提出、八街市議会議長、木村利晴様。

提出者、私、八街市議会議員、京増藤江です。賛成者、八街市議会議員、丸山わき子議員でございます。

所得が低い人ほど負担が重い消費税増税の中止を求める意見書を提出させていただくにあたって、若干意見を述べさせていただきます。

安倍政権は、不況が続くもとの、来年10月から消費税10パーセントへの引き上げを強行しようとしています。年収が多い人ほど消費税の負担が軽く、少ない人ほど負担が重いのが消費税です。例えば、現在、多額の報酬を得ている安倍首相と、収入が200万円程度の国民の消費税率が同じ8パーセントです。消費税は収入が少ない人にとって非常に過酷な税制であることが一目瞭然です。1世帯あたり年間8万円もの負担増になる消費税10パーセントへの増税は、市民の暮らしと地域経済に重大な影響をもたらす、到底容認できません。内閣官房参与を務めている藤井聡京都大学大学院教授も、日本共産党の新聞赤旗日曜版で、来年10月の消費税率10パーセントの引き上げは、ポイント還元策のようなことを重ねても、15兆円の補正予算を5年連続で支出する、こういう規模感でなければ期待できない。今なすべきは消費税増税ではないと述べております。既に私たち国民の運動の力で、10パーセ



---

---

消費税10%の消費税中止を求める意見書（案）を提案させていただきます。

消費税10%の増税中止を求める意見書（案）

安倍首相は10月15日の臨時閣議で、来年10月1日から消費税率を10%に引き上げることを表明し、あわせて景気対策として、軽減税率の導入による飲食料品の8%据え置き、小売店へのポイント還元、幼児教育の無償化等実施するとしていますが、抜本的な対策にはなりえない。いまの経済状況の下で消費税増税を強行すれば、消費不況を深刻化させ、貧困と格差を拡大し、経済全体に重大な影響をもたらすことは明かである。

財政審への「提言」で、社会保障の充実どころか、さらなる削減・負担増路線を打ち出し、消費税増税の説明は成り立たない。

この30年間で国民が払った消費税の総額は約349兆円、これに対し法人3税の減収は約280兆円。消費税は大企業減税の穴埋めに充てられてきたというのが実態である。さらに、日本経済団体連合会は法人税の更なる引下げを求めており、消費税が国民の暮らしを守る役割を果たしえないことは明かである。

消費税そのものが、低所得者の負担が重くのしかかり、事業者にとっては消費税を商品の価格に転嫁できなくても課税され、経営が赤字であっても納税義務が生じるものである。消費税が「弱い者いじめ」の税金である以上どのような対策を講じて、増税したことによる欠陥を補うことはできない。最善の景気対策は、消費税を増税しないことである。

よって、国におかれては、国民の暮らしと経済に重大な打撃を与える消費税の増税を中止されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年12月12日、八街市議会議長、木村利晴。

内閣総理大臣あて。

以上です。

○議長（木村利晴君）

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第3号及び第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思いません。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

これから質疑を行います。

最初に、発議案第3号に対しての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、発議案第4号に対しての質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

発議案第3号及び発議案第4号の討論通告受付のため、しばらく休憩いたします。休憩時間中に通告するようにお願いいたします。再開時刻は事務局より連絡いたします。

しばらく休憩します。

（休憩 午前11時42分）

（再開 午前11時49分）

○議長（木村利晴君）

再開します。

これから討論を行います。

発議案第3号に対し丸山わき子議員から、発議案第4号に対し京増藤江議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の発議案第3号に対する賛成討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、発議案第3号、国民健康保険税引き下げへ国の対応を求める意見書提出について、賛成討論を行うものであります。

高過ぎる国民健康保険税に市民から悲鳴が上がっています。全国の滞納世帯は289万世帯、全加入世帯の15パーセントですが、本市では21.3パーセントとなっており、滞納に追い込まれた国保加入者に待っているのは、保険証の未交付と情け容赦ない差し押さえです。今年6月末の滞納世帯の54.4パーセントは正規の保険証が発行されておらず、29年度の差し押さえは30.3パーセントにもなっています。負担能力を超える保険料を払えずに保険証を失い、必要な医療も受けられない、こんな事態をいつまでも続けることは許されません。

払い切れない国保税は住民の暮らしを苦しめているだけでなく、国民健康保険制度の根幹をも揺るがす状況となっております。全国知事会、市長会、町村会など、地方自治体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、国保を持続可能とするためには、被用者保険との格差を縮小するような抜本的財政基盤の強化が必要と主張しています。日本医師会などの医療関係者も、国民皆保険制度を守るために、低所得者の保険税を引き下げ、保険証の取り下げをやめるよう求めています。国保加入者の1人当たりの平均保険料は、政府の試算でも、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍という水準です。国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国保がほかの医療保険制度に比べて著しく不公平

で、庶民に大変重い負担を強いる制度になっています。平成29年度の本市における1人当たりの調定額は10万2千578円、県下一高い国保税となっています。高過ぎる保険税問題を解決することは、住民の暮らしと健康を守るためにも、国保制度の持続可能性にとっても、社会の公平・公正を確保する上でも、重要な政治課題であります。

国保税が協会けんぽなどの被用者保険と比べて著しく高くなっている大きな要因に、国保にしかない均等割、平等割という保険料算定があります。資産割、平等割は自治体の判断で導入しないことも可能ですが、均等割は、法律で必ず徴収することが義務付けられております。

本市の国保税の均等割は2万3千円です。低所得者には一定の減額があるものの、子どもの数が多いほど国保税が引き上がる均等割には子育て支援に逆行しているという批判の声が上がっています。国保税が低所得者や家族が多い世帯に重い負担となっている均等割をなくし、所得に応じた保険税にしていくことが必要です。全国で均等割、平等割として徴収されている保険税額はおよそ1兆円です。公費を1兆円投入すれば均等割、平等割をなくすことができ、多くの自治体では協会けんぽ並みの保険税にすることができます。全国知事会、市長会、町村長会も、国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、2014年には、公費を1兆円投入して協会けんぽ並みの負担率にすることを政府、与党に求めています。

現行の国保制度には、災害などで所得が激減した人の保険料を一時的、臨時的に免除する仕組みはありますが、常設の免除制度はありません。一時的に困った人は助けるけれど、ずっと困っている人は助けないという矛盾した制度になっています。こうした制度のもと、所得が生活保護基準以下を下回る人に重い保険料（税）が課されたり、所得が保護基準をぎりぎりに上回る境界層が国保料や税を払うことで所得が保護基準以下となるケースが全国で発生しています。地震、津波、集中豪雨などの災害の被害者も、国保料や税の免除がいつ打ち切られるかわからない状況が大きな不安となっています。ドイツやフランスでは、所得が一定基準を下回り、医療保険料の負担が困難とみなされる人は、保険料を減免し、国庫でその財政を補う制度が整備されています。貧困と格差が広がる日本でこそ、生活に困窮する人の保険料（税）を免除する仕組みが求められています。

国民健康保険の構造的危機を打開し、公的医療保険としての国民健康保険制度を立て直すためにも、国庫負担の増額とともに、真に持続可能な制度とするために、本意見書が採択されますよう各議員のご賛同のお願いを申し上げ、賛成討論とするものであります。

#### ○議長（木村利晴君）

次に、京増藤江議員の発議案第4号に対する賛成討論を許します。

#### ○京増藤江君

それでは、発議案第4号、消費税率10%の増税中止を求める意見書の提出について、賛成討論をさせていただきます。

12月10日に発表された2018年7月から9月期国内総生産（GDP）改定値は、マイナス成長だった11月14日発表の速報値を大幅に下方修正する実質年率マイナス2.5パーセントでありました。個人消費、設備投資、公共事業等の主要項目が下方修正されたこ

とが要因です。しかし政府は、緩やかな景気回復が続いていることに変わりはない（内閣府）として、景気判断を変えず、安倍政権は来年10月から消費税率10パーセントへの引き上げを強行しようとしています。10パーセントへの消費税増税とあわせて導入が予定されている複数税率が、中小業者の苦難と経済の混乱に拍車をかけてしまいます。複数税率に伴って、政府は適格請求書とも呼ばれるインボイス制度を導入しようとしています。インボイス制度が導入されれば、事務も複雑になる上、最終的には免税業者からの仕入れは100パーセント控除できなくなります。その制度によって、500万といわれる免税業者が取引から閉め出されるおそれがあります。インボイスの導入には、消費税増税に賛成している日本商工会議所をはじめ、多くの業界団体が反対を表明しています。また、キャッシュレス決済によるポイント還元やプレミアム商品券、外食と酒類を除く飲食料品、新聞などの税率を8パーセントに据え置くだけの軽減税率など、どんな対策を講じても消費税は低所得者に負担が重く、逆進性が強い税金であることに変わりはありません。消費税が10パーセントになれば、1世帯当たり年間約8万円もの負担増になります。アベノミクスの6年間で労働者の実質賃金は18万円も減り、暮らしは苦しくなるばかりです。日本共産党が実施した市民アンケートの結果は、9月までの中間集計ではありますが、「生活が苦しくなった」は46パーセント。来年の消費税の引き上げに約7割の方が反対の意思表示を示されています。本市では、市税等を納められない方々に対し、給与等の差し押さえが増えております。消費税を引き上げれば、さらに暮らしが圧迫され、税金を納めたくても納められない世帯が増えてしまうのは明らかです。しかも、重大なことは、消費税は10パーセントで終わりではありません。日本経済連は、さらに消費税を19パーセントに引き上げ、その一方で法人税の引き下げを求める提言をしております。消費税10パーセントへの引き上げを国民が容認すれば、消費税率はさらに引き上げられる可能性があります。格差と貧困を広げ、市民の暮らしを破壊する消費税10パーセントへの増税は絶対に認めるわけにはいきません。消費税については、高齢社会に向け社会保障を充実させるために導入すると政府は説明し、その後、3パーセントから5パーセントに、そして8パーセントへと、税率を引き上げる際にも同様の説明をしてまいりました。しかし、消費税が導入されてから今日まで、社会保障は充実されるどころか、改悪に次ぐ改悪が続いています。安倍政権は社会保障のためと言って8パーセント増税を強行しながら、社会保障をこの6年間で39兆円も削減してきました。さらに、財務省は、今後、75歳以上の医療費を原則2割負担にする。介護保険で要介護1、2も保険から外すなど、社会保障の大改悪を提案しています。消費税が1989年に導入されて30年。国と地方の借金、長期債務残高は4倍以上に膨れ上がりました。消費税の導入とその後の増税で景気が悪化し、その上、大企業減税の大判振る舞いで税収が減ったことが原因です。この間の消費税収は累計349兆円。一方、法人3税の税収は280兆円も減りました。大企業に税金をまけた穴埋めに消費税の約8割が使われてきたというのが真実です。安倍政権は消費税を8パーセントに増税する一方、大企業の内部留保は400兆円にも上っていますが、法人税を4兆円も減税しました。安倍政権のもとで大企業の利益は2倍にもなってい

ます。日本共産党は、大企業優遇税制の見直し、中小企業は除外して、法人税率を安倍政権の水準に戻す株式配当の総合課税など、富裕層への証券税制の強化など、収入が多い人ほど税を重くする応能負担の原則にのっとり、応分の負担を大企業や富裕層に求める税金の集め方、使い方、これを見直せば、当面17兆円、将来的には23兆円の財源を確保することができる。そして、社会保障など国民の暮らしを支えることができると提案し、消費税増税は必要ないことを明らかにしています。消費税増税中止、凍結を求めているのは、日本共産党を含む野党だけではありません。安倍政権の内閣官房参与を務めておられる藤井聡京都大学大学院教授は「しんぶん赤旗」日曜版（11月18日号）に登場し、来年10月の消費税率10パーセントへの引き上げは日本経済を破壊するので凍結すべき、こう述べておられ、消費税10パーセントへの増税中止は十二分にあり得ると思っています。その鍵となるのは国民世論です、こう語っておられます。また、欧州では消費税（付加価値税）率を20パーセント以上にしている国もありますが、消費税が税収全体に占める比率は、基本税率20パーセントのフランスや英国でも20パーセント台で、税率8パーセントの日本と大差はありません。欧州では非課税品目や軽減税率が多く、食料品の税率は0パーセントから7パーセント程度です。日本の食料品8パーセントというのは国際的にも高い税率となっているんです。欧州の社会保障財源で最も多いのは、事業主が払う社会保険料です。財源を付加価値税（消費税）に頼ってはおりません。欧州の例からも、大企業、富裕層に対し応分の負担を求めれば、社会保障の財源を消費税に頼る必要はなく、消費増税を中止することが一番の景気対策となります。

以上の理由から、消費税10%の増税中止を国に求める意見書の採択がされますよう、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

**○議長（木村利晴君）**

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

これから採決を行います。

最初に、発議案第3号、国民健康保険税引き下げへ国の対応を求める意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

**○議長（木村利晴君）**

起立少数です。発議案第3号は否決されました。

次に、発議案第4号、消費税10%の増税中止を求める意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

**○議長（木村利晴君）**

起立少数です。発議案第4号は否決されました。

昼食のため休憩いたします。再開は1時10分とします。

(休憩 午後 0時06分)

(再開 午後 1時09分)

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第12号を一括議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第12号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、ここに平成30年12月第4回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用のところご参集いただき、誠にありがたく、御礼申し上げます。

お許しをいただきましたので、八街市議会の冒頭、市長就任のご挨拶並びに市政運営に取り組む所信の一端を申し述べ、議員の皆様、市民の皆様のご理解とご協力をお願いするものでございますが、まずもって、このたびの八街市議会議員補欠選挙において見事当選を果たされました小川議員に対して心からお祝いを申し上げます。これからも、ともによりよい八街市の街づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、今まで以上に市政運営にご理解、ご協力を賜りますようお願いいたしますとともに、八街市議会の一員として、小川議員のこれからの活躍をご期待いたします。

さて、ご案内のとおり、私はこのたびの市長選挙において、引き続き八街市長として3期目の任に就くことになりました。今、こうして壇上に立ちますと、市政運営をつかさどる職責の重さに改めて身の引き締まる思いでございますが、初心を忘れず、おごることなく、公平、公正、着実な市政運営に努めてまいり所存でございます。今、私たちのふるさと八街は、人口減少、少子高齢化の進展など、厳しい社会状況にさらされておりますが、ふるさとを愛し、明るい未来を願う思いを失ってはなりません。このような状況下において、活力と希望あふれる八街市を実現するため、市民、議会、行政の三者が一丸となって創意工夫を結集することで、必ずや道は拓かれるものと確信しております。私は2期8年、八街市長として皆様のご支援を頂戴しながら、時には厳しい叱咤激励もいただきながら市政運営を行ってまいりました。今回の再選により、改めて皆さんからお預かりいたしましたこれからの貴重な4年間は、これまでの経験を生かし、さらなる八街市の発展に引き続き努力してまいりことをお誓い申し上げます。

私は、今回、市長選挙において、「笑顔あふれるドリームシティやちまたの創世」を掲げ、市民の皆様に5つの政策を進めていくお約束をいたしました。私が考える「笑顔あふれるド

「リムシティやちまたの創世」とは、若い世代が将来に向けて夢を持ち、子どもからお年寄りまで、全ての市民の皆様が健康で充実した生活を送ることで幸せを感じ、八街市に住んでいてよかったという喜びを実感できること、そして、ふるさととして誇りと愛着を持っていただけるようなまちを創っていくということでございます。私たちの愛する八街のさらなる発展に向けて未来への投資をし、全ての市民の皆様が明るい未来の姿が画ける活気に満ちた八街市を目指していくことを目標としています。

それではここで、その実現のための5つの政策につきましてご説明をさせていただきます。

最初に、「快適なまち」でございませう。まず、道路網の整備についてでございますが、八街バイパスは、全線開通まで、残すところ国道409号から大木地先までの約500メートルとなっており、今後千葉県では、2020年度の開通を目標に事業を進めていく予定と伺っております。しかし、早期の全線開通は本市の悲願でもありますことから、少しでも早く事業が完了するよう、千葉県に対して強く働きかけてまいります。佐倉インターチェンジへのアクセス道路の整備について、佐倉市と連携して事業計画を検討してまいるとともに、国道409号の渋滞緩和のために、八街十字路交差点改良につきましても、その可能性を検討してまいります。国道409号住野十字路交差点改良につきましても、千葉県では、2021年度から2023年度までの間に開通できるよう事業を進めていく予定となっております。こちらにつきましても、早期に事業が進捗するよう、今後関係者に強く働きかけてまいりたいと考えております。その他、国道126号沖入口交差点整備の早期完成など、これからも市民生活を支える道路基盤整備とともに、中央公園周辺の整備や文化ホールの構想など、市民の文化活動・憩いの場等の整備につきましても努力してまいりたいと考えております。

次に「子育て・教育」でございませう。子育て支援については、これまでも、出産から子どもの成長過程に合わせて、保健、医療、保育、教育などの各分野において、それぞれが線をつながる切れ目のない一連の施策を推進してまいりました。核家族化や少子化、雇用環境など、子育てや家庭教育を支える地域環境や社会構造が変化する中、社会全体での子育ての必要性はますます高まっています。本市で子育てをしたい、子育てをしてよかったと実感していただけるよう、各種施策をさらに進め、総合的な視点で子育て支援の充実したまちづくりを目指してまいります。現在、中学生までの医療費助成を実施しておりますが、市民の皆様から要望の強い高校生までの医療費助成や、中学校3年生へのインフルエンザ予防接種に対する費用の一部助成等についても、財政状況を勘案しながら前向きに検討してまいりたいと考えております。また、八街市においても若い世代が安心して子どもを産み、育てられる環境を整えるため、児童館の設置、保育所待機児童の解消や放課後児童クラブの充実等にも取り組んでまいります。学校教育についてでございますが、2020年度から導入されます新学習指導要領に伴い、グローバル化に対応した英語教育の充実や、論理的な思考力を育むためのICT教育の推進などとともに、引き続き「八街市教育の大綱」、「八街市教育振興基本計画」をもとに、学力の向上、情操教育の推進、健全な体づくりなど、調和のとれた教育を進めてまいります。このために、計画的に小中学校の空調設備を整備していくほか、学校トイ

レの洋式化を進めてまいるとともに、市内全小中学校にタブレットを導入して、教育環境の整備を図ってまいります。郷土を愛し、文化のかおり高いまちを実現するため、文化活動の発信施設である中央公民館、郷土資料館、図書館、スポーツプラザなどでの、スポーツ、文化を中心にした社会教育も引き続き推進してまいります。今後も教育委員会と連携しながら、ソフト、ハード両面での教育環境の充実を図ってまいります。

次に「健康づくり」でございます。変化の激しくストレスの多い現代社会において、健康に生活することは市民の願いであり、生き生きと充実した生活を送るための基本でございます。生活様式の多様化等に伴う栄養の偏りや運動機会の減少を解消するなど、生涯を通じた健康づくりはますます重要になっております。このことから、食生活改善、運動習慣等、一人ひとりが自ら積極的な健康づくりを実践していただくための健康教育を推進し、生活習慣病等を予防するため、各種検診の受診率の向上や人間ドック等の助成により、病気の早期発見、早期治療につなげて、市民の健康の保持増進に努めてまいります。また、我が国は少子化とともに、世界に類を見ない早さで高齢化が進行していることから、今後、ますます高齢化に対応した健康長寿社会の構築が求められています。さきの新聞報道により、八街市の平均寿命は県内でも最下位圏にあることが判明いたしました。平均寿命もさることながら、生き生きと充実した人生を送っていくためには、健康寿命の延伸を図ることが重要であるものと認識しております。シニア世代に充実したセカンドライフを送っていただくことなどが市民の皆様の健康にも繋がることから、生涯学習の拠点として各種施設の整備を進めていくほか、高齢者の皆様の集いの場所でございます老人福祉センターの施設改修に向けて計画してまいります。「2025年問題」の言葉に象徴されるように、いわゆる団塊の世代の方々が後期高齢者に達する時期には、医療、介護の需要は確実に増えていく一方で、家族の介護力等は相対的に低下していくものと考えられます。また、核家族化の進展等により、医療、介護のみならず、高齢者の皆様が日々の生活をする上においても、今まで以上にさまざまな支援が必要となってくるものと考えております。このことから高齢者を地域で支える仕組みづくりや、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会環境の整備等に取り組んでまいりたいと考えております。高齢者外出支援タクシー制度の推進、買い物代行サービスのさらなる充実や、ひとり暮らし高齢者世帯への訪問制度の継続などのほか、地域包括支援センターにつきましても内容の充実を図ってまいります。

次に「安全・安心」でございます。人が生まれ、育ち、暮らし、そして生涯を終えるという一生の過程においても、誰もが一番に願うのは、常に安全で安心して暮らせることのできる生活環境にあることだと思っております。市民の皆様がふるさととして誇りを持ち、また、多くの方に住んでみたいと興味を持っていただくには、何より安全で安心して暮らせる防犯、防災力の高い街ということが重要でございます。このことから、引き続き各地域における防犯パトロール隊の組織率の向上、防犯ボックスによる地域連携、環境負荷が低く、より照度の高い防犯灯のLED化の実施、八街幹部交番の警察力の強化など、地域、警察、市が連携した犯罪抑止のための社会環境づくりに努めてまいります。また、本市は比較的災害に強い地理

的環境にあるとはいえ、過去に東日本大震災による災害を経験しており、本年7月に西日本を襲った豪雨等についても、決して他人事ではありません。自然災害の発生を正確に予測し、その被害を完全に回避することは不可能ではあるものの、被害を防止するための事前の備えや、万一、災害が発生した場合においては、的確に対応することにより、市民の皆様の生命財産等、被害を最小限に止めることは可能でございます。このことから、防災拠点としての庁舎や、けやきの森公園の整備、防災備蓄倉庫の拡充、避難訓練の充実、女性消防団活動の充実、自主防災組織の設立支援による組織率の向上などを推進してまいります。

次に「産業の活性」でございます。本市の基幹産業である農業につきましては、JA千葉みらいや八街商工会議所とも連携を図りつつ、落花生や生姜を中心とした農産物、加工品をPRすることにより、本市特産物のブランド化と八街市の魅力を発信してまいりました。特に、落花生まつり、八街駅北口市、夏まつりや産業まつりなどのイベントや、毎年継続して総理官邸に出向き、安倍総理へ直接八街産落花生等を贈呈するなど、積極的に周知してきたところでございますが、引き続きさまざまな機会を捉えて、八街市や本市農産物等のPRに努めてまいります。今後も他の農産物を含めて八街ブランドとして良質なものを作り、付加価値を付けて販売することにより、生産者、加工業者、消費者が相互に利益を享受できるよう、安全・安心で優れた農産物・加工品づくりを支援してまいります。また、千葉県では、本年3月にJAグループ千葉、千葉県園芸協会、千葉県農業会議とともに、オール千葉で農業の担い手を支援するため、千葉県農業者総合支援協議会を設立し、農家からの総合的な相談窓口として千葉県農業者総合支援センターを設置しました。このセンターでは、生産技術や機械、施設の導入、農地の集積、販路拡大、経営管理能力の向上など、農家からの多種多様な相談にワンフロア・ワンストップで対応いたします。過日、私がJA千葉中央会林会長にお目にかかった際、直接、林会長から説明を受け、協力を依頼されたところでございます。本市基幹産業である農業のさらなる活性化のためにも大変ありがたい取り組みであるものと考えますので、本市におきましても、千葉県農業者総合支援センターと連携を図りながら、農家に対する支援に積極的に取り組んでまいります。

私が思い描く街づくりにあたり、5つの取り組みにつきましてご説明をさせていただきましたが、これらの各種政策を実現させるためには、何より事業推進の裏付けとなる安定した財政が必要不可欠なものでございます。将来にわたり持続可能な行政運営は、健全財政の上に成り立ちます。本市においては過去に大変厳しい財政運営を経験し、現状においても財政状況が厳しい中、多種多様なニーズに応えられるサービス体制を維持・向上させつつ、各種事業を推進していくためには、税収の確保を図るとともに、納税者の方から見て納得のできる真に必要な政策、優先順位というものを見きわめながら事業展開していかなければならないと考えております。また、地域課題や多様化する市民ニーズに対応していくためには、市民の豊かな想像力や専門性など潜在する能力を生かしながら、市民、行政それぞれが役割分担し、対等なパートナーとして協働して街づくりを進めていく必要があります。本市ではこれまでも行財政改革や市民の皆様の参画と協働の街づくりを進めてまいりましたが、引き続き

健全財政を堅持するとともに、市民の皆様とともに街づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、概略ではございますが、私が目指します街づくりの基本方針をご説明させていただきました。もちろん、これらの街づくりを実現するには困難も伴いますが、本市基本計画等と整合を図った上で、各種事業が緒につけるよう、努力してまいりたいと考えております。

最後になりますが、本年は明治改元から150年を迎える節目の年であり、また、平成の元号も来年をもって改元し、新たな時代を迎えようとしています。この間、激動の時代を経て、市民の暮らしも社会情勢にあわせ大きく変化してまいりました。一方で、よりよい暮らし、社会でありたいと願う欲求は人としての普遍的なもので、そのような思いが社会を発展させ、人々の心を豊かにするものでございます。今、八街市があるのも、歴代の首長はじめ、議員各位、八街を愛する多くの皆様がよりよい社会を願ってその基礎を築き、人から人へ、過去から現在へ、連綿と続いたゆめぬ努力の賜物であるものと考えております。

3期目のスタートにあたり、これまで八街市のために尽力された数多の先達に改めて心からの敬意と感謝をあらわしますとともに、私もその思いをしっかりと受け継ぎながら、現在から未来へ、新たな時代を担う次の世代につなげていくため、微力ではございますが、八街市のさらなる発展のために全力を尽くしてまいる覚悟でございます。これからも一人ひとりの市民の声を大切にして丁寧な街づくりを進めることを念頭に、引き続き市民の皆様とともに歩みを進めてまいります。そして、この街に生まれた子どもたちが、ふるさととしてより大きな愛情と誇りを持てる八街市を目指して邁進する覚悟でありますので、今後ともさらなるご理解とご協力をお願い申し上げ、私の所信といたします。

それでは、提案いたしました各議案についてご説明申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件は、条例の改正7件、平成30年度八街市一般会計補正予算、平成30年度八街市国民健康保険特別会計補正予算、平成30年度八街市介護保険特別会計補正予算、平成30年度八街市下水道事業特別会計補正予算、平成30年度八街市水道事業会計補正予算の計12議案でございます。

それでは、各議案ごとにご説明いたします。

議案第1号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、今年度の人事院勧告を鑑み、職員の給与を適正水準に保つため、給与等の引き上げ及び期末・勤勉手当の見直しを行うため、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第2号は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、千葉県最低賃金等の改正に伴い、市税等収納補助員の報酬について所要の改正をしようとするものでございます。

議案第3号は、八街市税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、地方税法の改正に伴い、法人税、軽自動車税、たばこ税等について、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第4号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、国民健康保険税の課税限度額を引き上げようとするものについて、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第5号は、八街市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、榎戸駅整備に伴い、榎戸第2自転車駐車場を廃止することについて、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第6号は、八街市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、榎戸駅整備に伴い、新たに榎戸駅東口及び西口に駅前広場を設置することについて、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第7号は、八街市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、八街市水道事業における給水人口及び1日最大給水量を変更することについて、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第8号は、平成30年度八街市一般会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に18億4千618万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を242億1千593万6千円とするものでございます。歳入につきましては、主なものといたしまして、国庫支出金として、小中学校におけるブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金、平成29年度国庫負担金確定に伴う生活保護費負担金の計上により3億653万4千円の増、県支出金として、県道路事業用地事務委託金などの計上により264万7千円の増、寄附金として、やちまた応援寄附金の収入増見込みにより1千万円の増、諸収入として交付金額の確定に伴う市町村振興宝くじ交付金、未熟児養育医療費負担金の計上により76万5千円の増、市債として、小中学校の空調設備整備事業及びブロック塀対策事業に伴う教育債の計上により14億4千80万円の増となっております。歳出につきましては、主なものといたしまして、総務費として、ふるさと納税見込み増に伴う基金積立金の増、事業費確定に伴う減額などの計上により983万7千円の増、民生費として、生活保護費や障害者自立支援給付費等の前年度精算金などの計上により1億5千920万1千円の増、衛生費として、未熟児養育医療費などの計上により331万6千円の増、土木費として、八街駅前広場改修工事費や公園施設整備工事費などの計上により341万1千円の増、消防費として、消火栓維持管理費負担金などの計上により175万2千円の増、教育費として、小学校空調設備整備事業費・中学校空調設備整備事業費などの計上により16億7千471万5千円の増となっております。繰越明許費につきましては、小中学校空調設備整備事業費、中学校施設整備事業費、調理場維持管理費について、事業が本年度内に完了が見込めないため、設定するものでございます。債務負担行為の補正につきましては、業務委託等に関する64件、物品等の賃借に関するもの7件、印刷業務に関するもの2件、その他3件の追加をするものでございます。

議案第9号は、平成30年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、業務委託に関するもの1件の債務負担行為を設定するものでございます。

議案第10号は、平成30年度八街市介護保険特別会計補正予算についてでございます。こ

の補正予算は、物品の購入に関するもの1件の債務負担行為を設定するものでございます。

議案第11号は、平成30年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に14万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億8千98万1千円とするものでございます。歳入につきましては、繰越金14万3千円の計上による増、歳出につきましては、給与の改正に伴う一般職人件費14万3千円の計上による増となっております。また、業務委託に関するもの3件について債務負担行為を設定するものでございます。

議案第12号は、平成30年度八街市水道事業会計補正予算についてでございます。この補正予算は、収益的収入につきましては、既定の予算に194万5千円を追加し、総額を12億2千698万8千円とするものでございます。収益的支出につきましては、既定の予算に154万8千円を追加し、総額を10億1千934万7千円とするものでございます。資本的支出につきましては、既定の予算に13万4千円を追加し、総額を3億1千698万円とするものでございます。また、業務委託に関するもの3件、物品の購入に関するもの1件について債務負担行為を設定するものでございます。

以上、提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

#### ○議長（木村利晴君）

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

明日13日は午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様申し上げます。12月18日に議案に対する質疑を予定していますので、質疑のある方は12月14日午後1時までには通告書を提出するようお願いいたします。なお、所属する常任委員会の所管する議案については質疑を避けるようお願いいたします。

この後、全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。全員協議会終了後、議会だより編集委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 1時40分）

○本日の会議に付した事件

1. 議席の指定及び変更の件
2. 会議録署名議員の指名
3. 会期の決定
4. 常任委員の選任及び所属変更の件
5. 閉会中の継続審査の件  
請願30-1号  
委員長報告、質疑、討論、採決
6. 発議案の上程  
発議案第3号、発議案第4号  
提案理由の説明  
委員会付託省略、質疑、討論、採決
7. 議案の上程  
議案第1号から議案第12号  
提案理由の説明

.....  
(9月定例会継続審査)

請願第30-1号 国の補助金対象である交通政策基本法に基づいて乗合タクシーの早期実現を求め  
る請願

(12月定例会)

- 発議案第3号 国民健康保険税引き下げへ国の対応を求める意見書の提出について  
発議案第4号 消費税10%の増税中止を求める意見書の提出について  
議案第1号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第2号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第3号 八街市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第4号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第5号 八街市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第6号 八街市駅前広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第7号 八街市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第8号 平成30年度八街市一般会計補正予算について  
議案第9号 平成30年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について  
議案第10号 平成30年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第 11 号 平成 30 年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第 12 号 平成 30 年度八街市水道事業会計補正予算について